

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人村尾元良の上告趣意中、違憲をいう点は、憲法のどの条項に反するかの具体的主張を欠くもので上告適法の理由とならない。その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。また、記録を調べても、同法四一條を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年一〇月一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳	彦	
裁判官	石	田	和	外	
裁判官	色	川	幸	太	郎